

新潟県魚野川流域下水道
管理・更新一体マネジメント業務委託

入札説明書

令和8年8月

新潟県

目次

第1 入札説明書の位置づけ	1
第2 事業内容に関する事項	2
1 事業の名称	2
2 公共施設等の管理者の名称.....	2
3 事業の目的	2
4 事業方式	2
5 事業の概要	2
(1) 対象処理区.....	2
(2) 対象施設.....	2
(3) 対象業務.....	2
6 事業期間	3
7 見積活用方式	3
(1) 対象業務.....	3
(2) 見積回答書の提出.....	3
(3) 予定価格の作成.....	3
8 魚野川流域関連市町村との連携への対応.....	3
9 プロフィットシェア.....	4
10 事業の費用負担.....	4
11 許認可等の取得に関する事項.....	4
12 法令等の遵守	4
第3 民間事業者の募集及び選定に関する事項	5
1 募集及び選定の方法.....	5
2 募集及び選定スケジュール.....	5
(1) 現地見学会の実施.....	5
(2) 開示資料の貸与.....	6
(3) 入札説明書等に関する質問及び入札に関する質問の受付及び回答の公表...	6
(4) 資格確認申請書及び見積回答書に関する提出書類の提出.....	7
(5) 参加資格の確認結果並びに採用歩掛及び単価の通知.....	7
(6) 提案書類の受付.....	7
(7) 入札の日時等.....	7
3 入札参加者の参加資格要件等.....	8
(1) 入札参加者の構成要件.....	8
(2) 共通の参加資格要件.....	8
(3) 入札企業又は構成企業に求められる要件.....	9
(4) その他要件.....	9
(5) 参加資格審査基準日.....	9
(6) 参加資格を喪失した場合の取扱い.....	10
4 審査及び選定手続.....	10
(1) 評価委員会の設置.....	10

(2) 提案内容審査.....	10
(3) 審査結果の公表.....	10
(4) 入札の中止.....	10
(5) 提案書類の取扱い.....	10
5 落札者選定後の手続.....	11
(1) 委託契約の締結.....	11
(2) 事業の開始.....	11
第4 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する 事項.....	12
1 リスク分担の基本的な考え方.....	12
2 要求する性能	12
3 事業の実施状況のモニタリング.....	12
4 保険	12
第5 その他事業の実施に関し必要な事項	13
1 実施に関して使用する言語及び通貨.....	13
2 連絡先及び情報提供.....	13
(1) 連絡先	13
(2) 情報提供.....	13

第1 入札説明書の位置づけ

本入札説明書は、新潟県(以下、「県」という。)が、新潟県魚野川流域下水道管理・更新一体マネジメント業務委託(以下、「本事業」という。)を実施する民間事業者(以下、「受託者」という。)を一般競争入札(総合評価落札方式)(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2)(以下、「本入札」という。)により募集及び選定するに当たり、本事業及び本入札に係る条件を提示するものである。

下記に示す資料は、入札説明書と一体のもの(以下、「入札説明書等」という。)である。令和8年7月15日(水)に公表した「実施方針(案)及び要求水準書(案)に関する意見及び質問への回答」は本入札の条件を構成しない。

○別添資料

- ・要求水準書
- ・委託契約書(案)
- ・落札者決定基準
- ・見積条件説明書
- ・提出書類作成要領
- ・様式集

第2 事業内容に関する事項

1 事業の名称

新潟県魚野川流域下水道管理・更新一体マネジメント業務委託

2 公共施設等の管理者の名称

新潟県知事 花角 英世

3 事業の目的

本事業は、県が所管する魚野川流域下水道施設の維持管理業務及び更新計画案をはじめとした各種計画策定等について、本事業を実施する受託者へ包括的に委託するものである。

本事業では、持続可能な流域下水道事業の運営に向け、官民が連携して維持管理と更新の一体的なマネジメントを行うことを目的とする。

4 事業方式

本事業の事業方式は、性能発注・長期契約（10年間）による管理・更新一体マネジメント方式（更新支援型）とする。

5 事業の概要

（1）対象処理区

本事業の対象処理区は、次の2処理区とする。

ア 魚野川流域下水道 六日町処理区

イ 魚野川流域下水道 堀之内処理区

（2）対象施設

本事業の対象施設は以下の浄化センター及びポンプ場並びに流量計（以下、「処理場施設等」という。）とし、詳細は要求水準書に示す。なお、事業期間中に県に移管され、本事業の対象となる施設については、当該施設に係る業務内容及び規模に応じ、委託契約に基づき対価の見直しを行うものとする。

ア 魚野川流域下水道 六日町処理区

① 終末処理場

- ・六日町浄化センター

② 流量計

- ・塩沢流量計

イ 魚野川流域下水道 堀之内処理区

① 終末処理場

- ・堀之内浄化センター

② ポンプ場

- ・竜光ポンプ場
- ・宇賀地ポンプ場
- ・四日町ポンプ場

（3）対象業務

本事業の対象業務は、以下に示す総括管理業務、計画策定業務、処理場施設等管理業務、災害事故対応業務とする。対象業務の詳細は、要求水準書のとおりとする。

ア 総括管理業務

- ・一元管理業務
- ・各種計画書及び報告書の作成・報告業務
- ・更新計画案作成業務
- ・業務管理、安全管理、危機管理業務

イ 計画策定業務

- ・ストックマネジメント計画案策定業務

ウ 処理場施設等管理業務

- ・運転操作監視業務
- ・廃棄物運搬処分業務
- ・保守点検整備業務
- ・水質等管理業務
- ・修繕業務
- ・ユーティリティ等調達・管理業務
- ・情報管理業務
- ・住民対応業務
- ・文書管理業務
- ・保安管理業務
- ・環境整備管理業務
- ・見学者、研修等対応業務
- ・広報協力業務
- ・他工事立会業務
- ・その他管理業務

エ 災害事故対応業務

- ・災害事故対応業務

6 事業期間

事業期間は、令和9年4月1日から令和19年3月31日までの10年間とし、委託契約書、要求水準書、受託者の提案書類等に従い業務を実施する。

契約締結日から令和9年3月31日までの期間は事業準備期間（移行期間）とし、受託者は県又は県が指定する者から引継ぎを受け、各業務の習熟を図るものとする。

なお、当該業務の引継ぎに係る各自の費用については各々が負担するものとする。

7 見積活用方式

本事業は、予定価格の作成に当たり競争参加者の見積を活用する「見積活用方式」による事業である。

(1) 対象業務

見積条件説明書に定める業務について見積回答書の提出を求め、予定価格作成のための参考とする。

(2) 見積回答書の提出

見積回答書の提出にあたっては、見積条件説明書及び提出書類作成要領に従い作成するものとする。

(3) 予定価格の作成

ア 予定価格の作成に活用する見積（以下、「採用見積」という。）に記載の歩掛及び単価を反映し、実施設計書を作成し、予定価格を定めるものとする。

イ 採用見積は、標準積算と同様な手法により決定する。

ウ 参加資格がないと認めた者の見積回答書は、採用見積としない。

エ 採用見積に記載の歩掛及び見積（自社等）による単価は、参加資格の確認結果の通知とともに通知するものとする。

8 魚野川流域関連市町村との連携への対応

受託者は、本事業の事業期間中に、魚野川流域関連市町村である南魚沼市及び魚沼市、又はそのいずれかが、本事業への連携を希望した場合には、連携に向けた協議に応じることとする。

六日町浄化センター内に設置されている南魚沼市所管のし尿等受入施設は、本事業の対象外とする。なお、当該施設の管理業務や連携について、県の求めがあった場合、南魚沼市との協議

に応じることとする。

9 プロフィットシェア

本事業は、事業開始後もライフサイクルコスト削減の提案促進を図るため、プロフィットシェアの仕組みを導入する。

委託契約書、要求水準書、受託者の提案書類等に定める業務の水準（以下、「要求水準」という。）を低下させることなく、契約後に新たな提案により委託費用を削減した場合、費用削減分をシェアする。

なお、詳細は委託契約書に規定する。

10 事業の費用負担

本事業に係る費用については、県が対価として受託者に支払うものとする。なお、詳細は委託契約書に規定する。

11 許認可等の取得に関する事項

本事業実施に関する許認可等の申請・届出は県が行うが、受託者は必要に応じ書類等の作成について県に協力すること。また、受託者が自ら行うべき申請・届出については、県は必要に応じ受託者を支援する。

12 法令等の遵守

受託者は、本事業の実施に当たって、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）、その他の関係する法令、条例、規則、基準等を遵守しなければならない。

なお、詳細については、要求水準書のとおりとする。

第3 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 募集及び選定の方法

本事業を実施する民間事業者の募集及び選定は、受託者に効果的・効率的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるため、民間事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価することが必要であることから、一般競争入札（総合評価落札方式）により行う。

なお、本事業は WTO 政府調達協定の対象となり、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年 政令第 372 号)」、「県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年 規則第 87 号)」が適用される。

2 募集及び選定スケジュール

民間事業者の募集及び選定は、次のスケジュールにより行う。

日程	内容
令和8年8月28日（金）	入札公告(入札説明書等の公表)
令和8年9月7日（月）～ 令和8年9月18日（金）	現地見学会の実施
令和8年8月28日（金）～ 令和8年10月2日（金）	入札説明書等に関する質問の受付
～令和8年10月9日（金）	入札説明書等に関する質問への回答
令和8年8月28日（金）～ 令和8年10月23日（金）	開示資料の貸与、資格確認申請書及び見積回答書の受付
令和8年11月10日（火）	参加資格の確認結果及び採用歩掛・単価の通知
令和8年11月19日（木）	提案書類の受付
令和8年11月10日（火）～ 令和8年11月24日（火）	入札に関する質問の受付
～令和8年11月27日（金）	入札に関する質問への回答
令和8年12月上旬	プレゼンテーション・ヒアリング
令和8年12月11日（金）	入札
～令和8年12月28日（月）	委託契約の締結
令和9年1月～3月	引継ぎ
令和9年4月	本事業開始

（1）現地見学会の実施

県は、希望する者に対し、現地見学会及び資料閲覧の機会を設ける。申込方法等は、次に掲げるとおりである。

ア 実施期間

令和8年9月7日(月)から同月18日(金)まで

- ① 希望者の希望日時を参考に、県が調整の上、指定した日時とする。
- ② 参加者が多数の場合は、別途日程を設けて開催する場合がある。

イ 実施場所

参加者の希望する施設とする。

ウ 資料閲覧

参加者の希望する資料とする。

エ 提出期間

令和8年8月28日(金)から同年9月4日(金)まで

オ 申込方法

現地見学会への参加を希望する場合は、受付期限までに「様式1-1 現地見学会参加申込書」を第5 2（1）の連絡先へ電子メールにより送信すること。

また、電子メールの提出件名は「新潟県魚野川流域下水道管理・更新一体マネジメント業務委託現地見学会申込□□」（□□は提出者名）とすることとし、提出者の所属企業名、所在

地、担当者名、電話番号及びE-Mail アドレスを記載すること。

カ 留意事項

- ① 現地見学を希望する場所によっては、人数・車両数等に制限を設ける場合がある。
- ② 現地見学会に参加する者は、自ら入札説明書等を持参すること。
- ③ 現地見学会中の写真撮影、映像撮影は許可するが、誘導する県職員の指示に従うこと。
- ④ 参加者のヘルメットは各自で持参すること。
- ⑤ 開催日時は、別途電子メールにより通知する。

(2) 開示資料の貸与

県は、開示資料の貸与を希望する者に対して、開示資料を貸与する。申込方法等は、次に掲げるとおりである。

ア 提出期間

令和8年8月28日（金）から同年10月23日（金）まで

イ 提出方法

開示資料の貸与を希望する者は、受付期限までに、「様式1 - 2 入札説明書公表時開示資料貸与申込書」及び「様式1 - 3 入札説明書公表時開示資料に関する誓約書」（以下、「開示資料貸与申込書等」という。）を第5 2（1）に定める連絡先へ電子メールにより送信すること。

また、電子メールの場合、提出件名は「新潟県魚野川流域下水道管理・更新一体マネジメント業務委託開示資料の貸与申込（□□）」（□□は提出者名）とすることとし、提出者の所属企業名、所在地、担当者名、電話番号及びE-Mail アドレスを記載すること。

ウ 貸与方法

開示資料貸与申込書等を県が受領後、速やかに電子メールにより送信、又は郵送等により送付する。

(3) 入札説明書等に関する質問及び入札に関する質問の受付及び回答の公表

県は、入札説明書等に関する質問及び入札に関する質問を受け付け、回答を公表する。質問書の提出方法等は、次に掲げるとおりである。

ア 質問の受付

① 質問方法

a 入札説明書等に関する質問

入札説明書等に関する質問がある場合は、提出期間中に、「様式1 - 4 入札説明書等に関する質問書」を第5 2（1）に定める連絡先へ電子メールにより送信すること。

また、電子メールの提出件名は「新潟県魚野川流域下水道管理・更新一体マネジメント業務委託質問書（□□）」（□□は提出者名）とすることとし、提出者の所属企業名、所在地、担当者名、電話番号及びE-Mail アドレスを記載すること。

b 入札に関する質問

入札に関する質問がある場合は、提出期間中に、「様式1 - 5 入札に関する質問書」を第5 2（1）に定める連絡先へ電子メールにより送信すること。

また、電子メールの提出件名は「新潟県魚野川流域下水道管理・更新一体マネジメント業務委託質問書（□□）」（□□は提出者名）とすることとし、提出者の所属企業名、所在地、担当者名、電話番号及びE-Mail アドレスを記載すること。

② 提出期間

a 入札説明書等に関する質問

令和8年8月28日（金）から同年10月2日（金）までの各日の午前9時から午後5時まで

b 入札に関する質問

令和8年11月10日（火）から同月24日（火）までの各日の午前9時から午後5時まで

イ 回答の公表

県は、受け付けた質問に対する回答を、原則として質問を受け付けた日から1週間程度を目途に、新潟県土木部都市局下水道課ホームページにおいて随時公表する。

- a 入札説明書等に関する質問への回答
令和8年10月9日(金)の午後5時まで
- b 入札に関する質問への回答
令和8年11月27日(金)の午後5時まで

(4) 資格確認申請書及び見積回答書に関する提出書類の提出

本入札に参加を希望する者は、次のとおり資格確認申請書及び見積回答書に関する提出書類を提出し参加資格の審査を受けること。なお、当該申請受付期限までに資格確認申請書及び見積回答書に関する提出書類を提出しない者及び参加資格がないとされた者は、本入札に参加することはできない。

ア 提出期間

令和8年8月28日(金)から同年10月23日(金)午後4時まで

イ 提出方法

見積条件説明書及び提出書類作成要領に従い、資格確認申請書及び見積回答書に関する提出書類について、正本1部及び電子データ(CD-R又はDVD-R等)1部を本人(法人にあっては、代表権限を有する者。以下同じ。)又は代理人の持参若しくは郵送により提出すること。ただし、代理人が持参する場合は「様式3-1-4 委任状(受任者)」を持参すること。

持参する場合は、第5-2(1)に示す場所に提出期間内の各日の午前9時から午後4時までの間に提出すること。

郵送する場合は、本人が作成し、書留又は配達記録郵便の手段により、提出期間内必着で提出すること。

(5) 参加資格の確認結果並びに採用歩掛及び単価の通知

参加資格審査の確認結果並びに採用歩掛及び単価は、参加資格審査の結果、参加資格があるとされた者(以下「入札参加者」という。)に対して、令和8年11月10日(火)までに電子メールにより送信し、又は郵送等により通知する。

(6) 提案書類の受付

参加資格の確認を受けた入札参加者は、提出書類提出届に関する提出書類及び提案書類を次のとおり提出すること。

ア 提出期間

令和8年11月10日(火)から同月19日(木)午後4時まで

イ 提出方法

提出書類作成要領に従い、提案書類提出届に関する提出書類及び提案書類について、提案書類提出届に関する提出書類は正本1部及び電子データ(CD-R又はDVD-R等)1部、提案書類は正本1部、副本15部及び電子データ(CD-R又はDVD-R等)1部を第5-2(1)に示す場所に本人又は代理人の持参若しくは郵送により提出すること。ただし、代理人が持参する場合は「様式3-1-4 委任状(受任者)」を持参することとし、郵送の場合は本人が作成すること。

ウ プレゼンテーション及びヒアリング

提案書類の審査に当たって、入札参加者からのプレゼンテーション及び入札参加者に対するヒアリングを実施する。実施する場合の実施時期は令和8年12月上旬頃を予定している。日時、場所、ヒアリング内容等は、事前に通知する。

(7) 入札の日時等

ア 日時

令和8年12月11日(金)午後2時

イ 場所

新潟県庁行政庁舎16階入札室

ウ 入札の方法

提出書類作成要領に従い、次のいずれかの方法によること。

- ① 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に「様式4-1 入札書」及び「様式4-2 入札価格内訳書」を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、「様式3-1-

4 委任状（受任者）」を持参すること。

- ② 本人が作成した「様式4-1 入札書」を封書の上、第5-2(1)に定める場所をあて先とした配達証明付きの書留郵便（封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に第2-1の事業の名称及びアに定める入札執行日時を記載したものに限る。）をもってアに定める入札執行日の前日の午後5時15分までに到着するよう郵送すること。また、「様式4-2 入札価格内訳書」も併せて郵送すること。

エ 入札書の名義人

本人（入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人）に限る。

オ 入札書の記載

- ① 使用する言語及び通貨は、日本語（名義に関する部分を除く。）及び日本国通貨とする。
- ② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

カ 入札回数

2回を限度とする。ただし、第3-2(7)ウに定める書留郵便をもって入札書を提出した者は、再入札に参加することはできない。

キ 落札決定の保留

開札後は落札決定を保留し、落札者決定基準に定める技術審査及び価格審査を行った後に落札者を決定する。

ク 入札保証金

入札に参加しようとする者の見積もる契約金額の100分の5に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第43条第1号に該当する場合は、免除する。なお、複数の方法による保証は認めない。

ケ 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第44条第1号に該当する場合は、免除する。なお、複数の方法による保証は認めない。

3 入札参加者の参加資格要件等

(1) 入札参加者の構成要件

- ア 入札参加者の形態は、単独企業（以下「入札企業」という。）又は複数の企業により構成されるグループ（以下「入札グループ」という。）とする。
- イ 入札グループの場合、入札グループを構成する企業（以下「構成企業」という。）の中から、当該グループを代表する企業（以下「代表企業」という。）1者を定めることとする。
- ウ 入札グループの場合、構成企業は共同企業体を結成して本事業を受託するものとする。
- エ 入札グループの場合、本事業の入札に係る手続の全てを代表企業が行うものとし、代表企業以外の構成企業が、代表企業に代わり手続を行うことはできない。
- オ 構成企業数の上限は任意とするが、本事業の実施に関して各々の構成企業が適切な役割を担う必要がある。本事業に係る参加資格確認のための申請書類（以下「資格確認申請書」という。）の提出時において構成企業名及び各々が携わる業務について要求水準書第1章事業概要1.5対象業務に示す業務ごとに明らかにするものとする。
- カ 資格確認申請書の提出後、構成企業の変更及び追加は原則として認めない。ただし、県がやむを得ない事情があると認めた場合に限り、これを認める。
- キ 資格確認申請書の提出後、資格確認申請書に記載した入札企業又は構成企業は、同時に本事業の他の入札企業又は構成企業となることはできない。

(2) 共通の参加資格要件

入札企業（入札グループの場合は全ての構成企業）は、アからサまでの全ての要件を満たさなければならない。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資

格制限基準による入札参加の資格制限に該当しない者であること。

イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者であること。

ウ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

エ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

オ 会社法（平成 18 年法律第 66 号）に基づく会社の特別清算の申立てがなされていない者であること。

カ 経営状況が健全であること。なお、経営状況が健全であることとは、直近の事業年度の財務諸表において債務超過となっておらず累積欠損もない者であること。

キ 法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

ク 新潟県の指名停止措置を受けていない者であること。

ケ 新潟県暴力団排除条例（平成 23 年 3 月 29 日新潟県条例第 23 号）第 6 条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

コ 県が本事業について、アドバイザー業務を委託している次に掲げる者又は同社の子会社等若しくは親会社等である者（会社法第 2 条に定める子会社等又は親会社等をいう。以下同じ。）でないこと。

- ・ EY ストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社

- ・ 弁護士法人関西法律特許事務所

サ 第 3 4（1）評価委員会の設置により規定する、新潟県魚野川流域下水道管理・更新一体マネジメント業務委託に係る評価委員会の委員が所属する企業、その子会社等若しくは親会社等でないこと。

（3）入札企業又は構成企業に求められる要件

入札企業又は入札グループは、資格確認申請書の提出日までに以下に示す要件を満たさなければならない。なお、入札グループは各々の要件を構成企業のいずれか 1 者が満たしていればよい。

また、その他業務履行上必要とする法令等、制度等で定めた資格又は許可条件を、入札企業又は入札グループとして満たすことができ、かつ、それらを満たす従事者を業務実施場所に配置することとする。

ア 処理場施設等管理業務に関する要件

処理場施設等管理業務を担当する入札企業（入札グループの場合は構成企業の内 1 者）は、以下に示す全ての要件を満たさなければならない。

① 下水道事業における終末処理場（標準活性汚泥法、晴天日最大処理能力 15,000 m³/日以上）の運転管理業務について、平成 28 年度以降、累積で 3 年以上履行した実績を有する者であること。（過去の共同企業体の構成員としての実績は、運転管理業務を担当していた者に限り、当該企業の実績として取り扱う）

② 国土交通省に備える下水道処理施設維持管理業者に登録されている者であること。

イ 計画策定業務に関する要件

具体的な参加資格要件は求めないが、要求水準書に定める計画策定業務の実施体制について提案すること。詳細は、要求水準書のとおりとする。

（4）その他要件

見積活用方式に係る「様式 2－7 見積回答書」に不備及び不明事項がないこと。

（5）参加資格審査基準日

入札企業又は入札グループは、上記第 3 3（1）から第 3 3（4）に示す参加資格要件を満たすことを証明するため、参加資格の審査を受けなければならない。参加資格の審査基準日は、資格確認申請書の提出日とする。

(6) 参加資格を喪失した場合の取扱い

入札企業又は代表企業が、本事業の契約締結日までの間に参加資格を欠くに至った場合、当該入札企業及び入札グループは失格とする。

4 審査及び選定手続

(1) 評価委員会の設置

透明性及び公平性を確保することを目的として設置された新潟県魚野川流域下水道管理・更新一体マネジメント業務委託に係る評価委員会において提案内容を審査し、審査の結果を県に報告する。県は、応札額と審査結果を総合的に評価し落札者を決定する。なお、本事業に参加しようとする者やそれと同一と判断される団体等が、本事業について評価委員会の座長及び委員への問い合わせや働きかけを試みた場合は、本事業の参加資格を失うものとする。

【新潟県魚野川流域下水道管理・更新一体マネジメント業務委託に係る評価委員会】
(五十音順)

役割	所属	役職・氏名
座長	中央大学研究開発機構	教授・加藤 裕之
委員	一般財団法人新潟県建設技術センター技術部	副部長・武石 和彦
委員	南魚沼市上下水道部下水道課	課長・富所 敏
委員	長岡技術科学大学 環境社会基盤工学専攻	教授・姫野 修司
委員	新潟県土木部流域下水道事務所	所長・松本 剛英
委員	新潟県土木部都市局下水道課	課長・安原 峡

(2) 提案内容審査

入札参加者は、提出書類作成要領に記載する方法に従い作成した提案書類を提出する。提案書類の作成及び提出等に係る費用は、全て入札参加者の負担とする。

県は、評価委員会の審査及び評価を踏まえ、落札者を選定する。

(3) 審査結果の公表

県は、審査の結果及び評価の内容について、落札者の選定後速やかに新潟県土木部都市局下水道課ホームページにおいて公表する。

(4) 入札の中止

入札における一連の手続において、入札参加者がいない、又はいずれの入札参加者も効率的かつ効果的であると合理的に認められない等の理由により、県が本事業を実施することが適当でないと判断した場合は、落札者を選定せず、入札を中止することがある。

この場合、県はその旨を新潟県土木部都市局下水道課ホームページにおいて公表する。

(5) 提案書類の取扱い

ア 著作権

提案書類の著作権は入札参加者に帰属する。委託契約に至らなかった入札参加者の提案については、落札者選定結果の公表以外には使用しない。また、提出を受けた書類は返却しない。ただし、本事業に関する落札者選定結果の公表及びその他、県が必要と認めるときには、県は提案書類の全部又は一部を無償で利用できるものとする。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負う。

5 落札者選定後の手続

(1) 委託契約の締結

落札者選定後、県と落札者は入札説明書等に基づき、速やかに委託契約を締結する。契約の締結に当たっては、軽微な事項を除き、入札価格及び入札説明書等に示した条件等について、変更できないことに留意すること。

なお、契約締結に係る落札者側の印紙代等は、落札者の負担とする。

(2) 事業の開始

受託者は、委託契約書に定める事業開始日に本事業を開始する。

第4 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 リスク分担の基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」に示された「想定されるリスクをできる限り明確化した上で、リスクを最も良く管理することができる者が当該リスクを分担する」との考え方に基づき、事業に係る総リスクを低減し、より質の高いサービスの提供を目指そうとするものである。

予想される主たるリスク及び県と受託者の責任分担は、原則として委託契約書によるものとする。

2 要求する性能

本事業において実施する業務に要求する性能等については、要求水準書に示す。受託者は、入札説明書等及び提案内容に基づく諸条件を踏まえて施設の機能が十分発揮できるような事業を実施することとする。

3 事業の実施状況のモニタリング

受託者が委託契約等に定められた業務を適正かつ確実に履行し、要求水準を達成しているか否かを確認するために、受託者によるセルフモニタリングに加え、県によるモニタリング（県が指定した者が行うモニタリングを含む）を行う予定である。

4 保険

受託者は、本事業期間中、本事業の実施に必要な保険に加入しなければならない。なお、県が承諾したときは、受託者が保険加入に代替する措置を取ることを認める。

第5 その他事業の実施に関し必要な事項

1 実施に関して使用する言語及び通貨

本事業の実施に関して使用する言語は日本語、通貨は円とする。

2 連絡先及び情報提供

(1) 連絡先

新潟県土木部都市局下水道課流域下水道班
住 所：〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4番地1
TEL : 025-280-5436 FAX : 025-280-5268
E-Mail : ngt160020@pref.niigata.lg.jp
(※開庁時間 8:30～17:15 (土日祝日を除く))

(2) 情報提供

本事業に関する情報提供は、以下の公式ウェブサイトを通じて適宜行う。

新潟県土木部都市局下水道課ホームページ

(<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/gesuido/>)